

臨地実習指導者講習会受講制限について

当会と臨床検査学教育協議会との共催で進めている「臨地実習指導者講習会」ですが、以下の理由により1施設1名のみのお受講とさせていただきます。

➤ 受講制限の理由

- ・理由1：早期に全国に広く厚労省の指針に沿った講習会を受講済みの臨地実習指導者を1名は必ず配置するため（受講修了者の偏りを防ぐ）
- ・理由2：本講習会は1施設1名に限り教育協議会の受講費の補助があり、その申し込み時の混乱を防ぐため

➤ 臨地実習指導者講習会の今後の展望について（受講制限の解除）

現在、臨地実習を受け入れているご施設が1,200施設ほど存在し、それらの施設すべてに臨地実習指導者を配置するために、60名の定員の講習会を20回開催する必要がある。日臨技の7支部による指導講習会の開催を計画しており、2021年度は各支部1回（420名）、2022年度は各支部2回（840名）育成が予定されております。この計画により、1200施設1名の臨地実習指導者育成の目標は達成する。

したがって**2023年度初旬からは1施設1名の受講制限は解除**でき、施設の各部門の方々にも受講していただけるように設定変更を行う予定としている。

尚、この法律が該当する学生が臨地実習を受けるのは早くても2023年度の下旬（専門学生の2年次）を想定しており、2023年度の初旬に受講制限を解除すれば、**転勤等で講習会受講者がいなくなっても代わりの方が受講**できると考えている。